入札説明書

公園案内看板新設更新業務　公－５６９号

令和８年１１月

香芝市総務部総務情報課

入札公告に基づく事前審査型条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、次の事項を熟読の上、入札しなければなりません。

１　競争入札に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす者のみが、この入札に参加できます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

⑵　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始を申し立て、又は申し立てられた者（ただし、同法の規定により更生計画認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑶　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続開始を申し立て、又は申し立てられた者（ただし、同法の規定により再生計画認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　公告日から落札決定までの間に、香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要綱（令和７年告示第２３０号）による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

⑸　香芝市が締結する契約における暴力団排除措置要綱（平成２４年４月１日施行）に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

⑹　納税義務の生じた市税等を滞納していないこと。

⑺　令和８年度の香芝市物品・役務等競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次の条件を満たしていること。

ア　奈良県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

⑻　過去５年以内に、地方公共団体と本業務と同種の契約を履行した実績を有すること。

２　競争入札参加の申込み

⑴　競争入札参加資格の確認の実施

この入札に参加しようとする者は、次のとおり競争入札参加申込書（参加資格確認資料を求めている場合は、添付資料を含みます。）を提出してください。電子メール送信後、入札事務担当課に電話にて着信確認を行ってください。

ア　提出書類

競争入札参加申込書

イ　提出方法

入札公告の３に記載しているメールアドレス宛てに電子メールにより提出してください。（添付可能なサイズは、１０ＭＢまで）電子メールで

の提出が難しい場合は、入札事務担当課と調整後、提出書類等を締切日時までに提出してください。

ウ　確認結果

競争入札参加申込書等を審査し、資格が確認でき次第、当該申込書に受付印を押印し、電子メールにより回答します。確認できない場合も、電子メールによりその旨を回答します。

⑵　その他

ア　提出された競争入札参加申込書等は、落札者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、情報公開及び情報提供の対象となります。

イ　提出された競争入札参加申込書等は、返却しません。

ウ　競争入札参加申込書等の提出期限後における差し替え、追加及び再提出は、認めません。ただし、市が必要と判断した場合は、競争入札参加申込書等の補正又は追加書類の提出を求めることがあります。

エ　作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

３　仕様書等に関する質問書の提出等

仕様書等に関する質問書の提出は、入札参加者に限り電子メールにて受け付けます。電子メールの件名には、入札件名を明記してください。提出については、まとめて１回とし、電子メール送信後、入札事務担当課に電話にて着信確認を行ってください。質問がない場合は、質問書の提出の必要はありません。

なお、質問があった場合は、回答期限までに回答書をホームページに掲載します。

４　入札の方法等

⑴　郵便による入札

香芝市郵便入札要綱（令和７年告示第１６７号）に基づき、入札書を送付してください。

ア　入札書の郵送方法

一般書留又は簡易書留郵便

イ　入札書の送付先

日本郵便株式会社　香芝郵便局留め　香芝市役所宛て

ウ　到着期限日

開札日前日まで

エ　その他

入札書の郵送開始日は、開札日の１０日前とします。

郵便局の保管期間が１０日間であるため、郵送開始日より早く郵送した場合、郵便物（入札書）が差出人に返却され、その入札書は、無効となります。

⑵　開札の立会い

ア　入札参加者で、当該開札の立会いを希望する方は、１名に限り開札に立ち会うことができます。

イ　立会人は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。ただし、入札参加者が他の入札参加者の代理人となること及び代理人が同一入札において複数の代理人となることはできません。

ウ　立会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場前に集合してください。

なお、委任状を持参しない代理人は、立会いできません。

⑶　くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある時は、くじ引きを行い、落札者を決定します。

なお、くじ引きを行う対象となるものが、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。この場合、くじ引きを辞退することはできません。

⑷　入札回数等

入札回数は、１回とします。ただし、落札者がない場合は、１回に限り再度入札に付することがあります。

なお、当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできません。

ア　入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

イ　最低制限価格を設定している場合において最低制限価格未満の価格で入札した者

ウ　その他、無効とされた入札をした者

⑸　入札書記載金額について

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載してください。

５　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

⑴　入札公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
⑵　競争入札参加申請書等に虚偽の記載をした者の入札
⑶　市長の定める入札条件に違反した入札
⑷　入札書に記名押印（電子入札にあっては、市長が別に定める記名押印に代わる措置）を欠く入札
⑸　入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
⑹　同一入札者がなした２以上の入札
⑺　入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
⑻　本市により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札
⑼　入札金額内訳書の提出を求める入札において、入札書合計欄の額が入札額と同一でない、又は表の計算に間違いがある入札

6　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設ける入札のときは、予定価格以下及び最低制限価格以上の範囲内）で、入札金額が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7　契約書作成の要否等

落札者は、契約の締結に当たって、香芝市契約規則（昭和３９年香芝市規則第７号）及び仕様書に添付する契約書（案）に基づく契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については、落札者の負担とします。本契約は、市長が落札者と共に契約書に記名押印しなければ、確定しないものとします。

電子契約を希望する場合は、落札者決定後に「電子契約サービス利用申出書」を電子メールにより提出してください。

8　契約の不締結

落札決定後、契約までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

9　契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

⑴　役員等（法人にあっては、役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

⑵　暴力団（暴対法第２条２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑶　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑹　この契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が⑴から⑸までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑺　この契約に係る下請契約等に当たり、⑴から⑸までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑹に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

⑻　この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

⑼　契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。

⑽　契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑾　契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

⑿　契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。

⒀　契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。

⒁　契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑮　⑴から⑭までに掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な理由があると認められるとき。

１０　議会の議決

この入札に係る契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）の規定により議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、落札決定後に落札者との間で仮契約を締結するものとし、香芝市議会において可決された場合に限り、本契約として効力を生じるものとします。ただし、香芝市議会において可決されない場合は、この契約は解除するものとし、市は、損害賠償の責めを負わないものとします。

１１　その他

⑴　契約条項及び入札条件等については、入札公告及び本書によるほか、香芝市契約規則等の関連規定によります。

⑵　個人情報の取扱いを伴う業務については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の法令に定めるもののほか、契約書における個人情報取扱特記事項を遵守しなければなりません。

１２　入札に関する問合せ先

〒639-0292　奈良県香芝市本町１３９７番地
香芝市総務部総務情報課
電話　０７４５－４４－３３３８